

補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪市テレビドラマコンテンツ関連商品開発費等補助金
補助事業等の目 標	市内事業者によるテレビドラマコンテンツ関連商品の開発を促進することにより、ドラマの舞台のモデル市としての機運醸成、地域ブランドの強化及び観光満足度の向上を図るとともに、観光消費額の増加等観光生産性の向上を図る。
補助事業等の対 象 者	市内に店舗等を構えて事業を営む中小企業者又は個人事業者であって、次に掲げる要件をいずれも満たすもの。 (1) テレビドラマ(諏訪地域をドラマの舞台のモデルとしたものであって令和9年春から放送される連続ドラマに限る。以下同じ。)に関連した商品の開発を行い、又は行おうとする者 (2) その他市長が定める事項を満たす者
補助対象経費	補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げるものとする。 (1) テレビドラマに関連した商品の開発(商品及びその包材等を新たに開発するものに限る。)に要するデザイン費、試作費及び販売準備費等 (2) 既存の商品をテレビドラマに関連した商品として販売するための包材のデザイン費及び調達費等
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	予算の範囲内において、補助対象経費の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。 (1) 補助対象経費の10分の10の額とする。ただし、その額が15万円を超える場合は、15万円を限度とする。 (2) 補助対象経費の10分の10の額とする。ただし、その額が5万円を超える場合は、5万円を限度とする。
	【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】 本補助事業の目標を達成するために参加事業者数の多寡が重要であり、テレビドラマが放送される前の短期間において事業者を増やすための強い誘因が必要であるため。
補助事業等の評 価	補助金の対象となる商品(以下「対象商品」という。)の販売数量等の客観的指標を基に、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開 始 時 期	令和8年10月1日
補助事業等の終 了 時 期	令和9年3月31日
	【終了時期が3年を超える場合の理由】
情 報 の公表の方法等	補助事業者数、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
そ の 他	1 次に掲げるものは、補助事業等の対象者から除くものとする。 (1) 補助金の交付を受けようとする対象商品及びその包材の開発について、他の機関又は制度により補助金の交付を受けたもの又は受ける予定であるもの (2) 同一又は他の対象商品及びそれらの包材の開発について、既にこの取

	扱基準による補助金の交付決定を受けているもの (3) 市税等を滞納しているもの 2 補助金の交付決定を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならないものとする。 (1) 市の求めに応じ、対象商品の販売数量等について随時報告を行うこと。 (2) 対象商品を令和9年9月30日までに販売するに至らなかったときは、補助金額の全額を市に返還すること。
提出書類	1 補助金の交付を受けようとする者は、諏訪市補助金等交付規則（昭和44年諏訪市規則第20号。以下「規則」という。）に定める申請書に対象商品を開発するまでの工程表を添付して、市長に提出しなければならない。 2 補助金の交付決定を受けた者は、対象商品の開発が完了した後、規則に定める報告書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。 (1) 補助対象経費の支出が確認できる書類（領収証等） (2) その他市長が特に必要と認める書類
担当部署	諏訪市 経済部 観光課 観光係

令和 8 年 7 月 30 日 制定（令和 8 年 10 月 1 日 施行）